

京都府公報

号外 第10号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (073) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (073) 441-3155

目 次

規 則	ペー ジ		
○京都府会計規則の一部を改正する規則 (会計課)	2		
○京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (生活衛生課)	〃		
○建築士法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課)	〃		
○宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則 (〃)	3		
訓 令			
○現業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する訓令 (職員総務課)	〃		
○京都府文書規程の一部を改正する訓令 (政策法務課)	〃		
告 示			
○適用対象の消滅等による関係告示の廃止に関する告示 (政策法務課)	4		
○農業基盤整備事業関係補助金交付要綱の一部改正 (農村振興課)	5		
○農業振興事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 (経営支援・担い手育成課)	9		
○京都府沿岸漁業振興対策事業費補助金交付要綱の一部改正 (水産課)	10		
○宅地建物取引業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示 (建築指導課)	〃		
○建築士名簿閲覧規程及び建築士事務所登録簿等閲覧規程の一部を改正する告示 (〃)	〃		
教 育 委 員 会			
○会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則	〃		
		○京都府教育委員会の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則	11
		○府立学校の業務に従事する現業職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則	〃
		○京都府教育委員会地方機関等処務規程等の一部を改正する訓令	23
		○教育長の権限に属する事務の一部を教育機関の長に委任する訓令の一部を改正する訓令	25
		人 事 委 員 会	
		○職員の定年引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則の一部を改正する規則	〃
		○一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則	26
		○職員の給与、勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	〃
		○職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	64
		○職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	67
		○職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	68
		○職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	69
		○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	70
		○職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	72
		○職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	〃
		○職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	74

規 則

次に掲げる規則をここに公布する。

京都府会計規則の一部を改正する規則
京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生

管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
建築士法施行細則の一部を改正する規則
宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

令和7年3月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第45号

京都府会計規則の一部を改正する規則

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）の一部を次のように改正する。

第142条第2項中「(一連の調達契約（特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。以下この項において同じ。）のうち最初の契約以外の契約に係る入札については、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を入札期日の前日から起算して少なくとも24日前にする旨を規定した場合に限り、24日前)」を削り、同項第1号中「一連の調達契約に」を「一連の調達契約（特例政令第2条第6号に規定する一連の調達契約をいう。以下この号において同じ。）に」に改める。

第161条の2第1項第1号中「250万円」を「400万円」に改め、同項第2号中「160万円」を「300万円」に改め、同項第3号中「80万円」を「150万円」に改め、同項第4号中「50万円」を「100万円」に改め、同項第5号中「30万円」を「50万円」に改め、同項第6号中「100万円」を「200万円」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

京都府規則第46号

京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府レジオネラ症発生予防のための入浴施設の衛生管理に関する条例施行規則（平成16年京都府規則第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「掲げる基準」の右に「(温泉法（昭和23年法律第125号）に基づく温泉等を使用する場合で、同表の濁度又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）若しくは過マンガン酸カリウム消費量の基準を適用し難いときは、当該基準を除く。）」を加え、ただし書を削り、同号の表大腸菌群の項中「大腸菌群」を「大腸菌」に、「下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法」を「特定酵素基質寒天培地を用いた平板培養法（混釈平板法）」に、「1個」を「1コロニー形成単位」に改め、同表レジオネラ属菌の項中「の検水で形成される集落数が10」を「中に10コロニー形成単位」に改め、同条第1項第2号中「掲げる基準」の右に「(温泉法に基づく温泉等を使用する場合で、同表の濁度又は有機物（全有機炭素（TOC）の量）若しくは過マンガン酸カリウム消費量の基準を適用し難いときは、当該基準を除く。）」を加え、ただし書を削り、同号の表レジオネラ属菌の項中「の検水で形成される集落数が10」を「中に10コロニー形成単位」に改め、同条第2項第1号イ及び第2号中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

京都府規則第47号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年京都府規則第98号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第2号を次のように改める。

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、氏名、生年月日及び本籍地（日本国籍を有しない者にあつては、氏名及び生年月日）が記載されたもの（これらの書類を得られない正当な事由のあるときは、これに代わる適当な書類） 1部

第3条第2号中「、生年月日及び性別」を削る。

第4条第1項中「前条第2号に掲げる登録事項」を「名簿に登録された氏名」に、「当該変更事項が記載された住民票記載事項証明書」を「住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、変更後の氏名が記載されたもの」に改める。

別記第3号様式中「建築士登録事項変更届」を「建築士登録事項（氏名）変更届」に、「登録事項に」を「名簿に記

載された氏名に」に、

生年月日		
性 別		
変更年月日	年	月 日

を

「変更年月日 年 月 日」に、

「登録年月日 年 月 日
登録の理由」を